

# 令和 3 年度 男女共同参画審議会

○日 時：令和 3 年 1 月 11 日（木）

午前 10 時～

○場 所：精華町役場 審議会室



## 令和2年度男女共同参画推進事業実施報告

月	事業実施内容	備考
4月	推進会議委員(新規8名)任命	
	新規採用職員研修（人権・男女共同参画）	参加者17名
	男女共同参画ミニ通信Vol.89「気をつけて！『AV出演強要』」	
5月	男女共同参画ミニ通信Vol.90「DV、起きていませんか？」	
	31日 ふれあいまつり『男女共同参画コーナー』【中止】	
6月	男女共同参画審議会委員(交代1名)任命	
	男女共同参画推進研究会委員任命	12名
	23~29日 男女共同参画週間啓発（23~29日：パネル展示）	
	男女共同参画ミニ通信Vol.91「20回目の男女共同参画週間」	
7月	男女共同参画ミニ通信Vol.92「男女平等度合い121位に後退」	
8月	男女共同参画ミニ通信Vol.93「まちの男女共同参画進捗状況」	資料1、資料2
9月	男女共同参画ミニ通信Vol.94「セクハラ防止対策強化へ」	
10月	男女共同参画ミニ通信Vol.95「「性的同意」って何？」	
11月	12~25日 DV防止啓発週間（18~25日：パネル展示）	
	町内医療機関等にDV防止啓発冊子の配布	
	男女共同参画ミニ通信Vol.96「それ、DVでは？」	
12月	男女共同参画ミニ通信Vol.97「メディアリテラシーと男女共同参画」	
1月	成人式にて若者向け啓発冊子を配架	
	男女共同参画ミニ通信Vol.98「広がる「パートナーシップ宣誓制度」」	
2月	17日 「精華町こころの相談室」意見交換会	
	男女共同参画ミニ通信Vol.99「高めよう！自己肯定感」	
3月	23日 男女共同参画講座（石藏文信「新型コロナ禍で考え直したい家族のあり方」）	参加者43名
	23日 第1回男女共同参画推進研究会研修（石藏文信「新型コロナ禍で考え直したい家族のあり方」）	出席者10名
	24日 第1回男女共同参画審議会	出席者10名
	男女共同参画ミニ通信Vol.100「ちょっとモヤモヤする言葉」	

男女共同参画週間(6月23日から29日)パネル展示



DV防止啓発週間(11月18日から25日)パネル展示



男女共同参画講座(3月23日)



## 気をつけて！『AV出演強要』

5月

## DV、起きていませんか？

必要がある場合には、一時保護という方法もあります。

新型コロナウイルスの感染拡大による働き方の変化や外出の自粛などで家族と一緒に過ごす時間が増える中、一番安全で安心していられる場所であるべき家庭で、一番緊張を強いられている人たちがいます。それは、ドメスティック・バイオレンス（DV）（配偶者や交際相手からの暴力）や児童虐待など、家庭内暴力を受けている人たちです。WHO（世界保健機関）や国連も、新型コロナウイルスの感染が拡大して自宅で過ごす時間が増えると、DVの増加が懸念されると警鐘を鳴らしています。

◆被害者を責めないで  
「甘い誘いに乗った被害者にも落ち度がある」と被害者を責め、自己責任だと切り捨ててしまうことはあまりに短絡的です。このような風潮があると、ただでさえ声を上げにくい被害者がますます声を上げにくくなります。

◆家庭は逃げ場がない密室  
未知の感染症との闘いが長期化して生活が大きく変わり、経済的困窮や将来への不安を抱えている人が少なくありません。こんな時こそ家族でけんかしながらも助け合って暮らせるといいのですが、現実にはこの危機的な状況の中でDVが始まったり、ひどくなったりする場合があります。DVは、下図のように身体的暴力だけではありません。

◆DVの相談窓口  
「DV出演強要」や「JKビジネス」による被害は、ひとりで解決することは難しい問題です。詐欺や脅迫などによる契約は取り消すことができ、違約金を払わなくて良い場合もあります。被害に遭つたら、迷わず相談しましょう。

◆巧妙な勧誘の手口  
タレントやモデルなど、華やかに見える世界に憧れることは、若い人にはよくあることです。芸能人がテレビなどで「街でスカウトされて芸能界に入った」と話していたりすると、「スカウト」が憧れの世界への入り口だと思い、そこに潜む危険に考えが至らないことがあります。スカウトする側は、女性のそうした気持ちに巧みに付け込みます。

◆モデルにならない?などと若い女性をスカウトし、中身をよく説明せずに契約させ、実はモデルではなくAVの撮影現場に連れて行きます。女性が撮影を嫌

問人権啓発課男女共同参画係  
075-451-9111

◆DVが起きている家庭では、児童虐待が同時に行われている場合があります。子どもが直接暴力を受けていなくても、子どもの前でのDV（面前DV）は子どもへの心理的虐待にあたります。

◆DVの相談窓口  
暴言や暴力があれば安全な場所から電話で相談してください。自宅から避難す

精華町 人権啓発課	京都府 木津警察署 生活安全課	京都府 南部家庭 支援センター	さまざまなDV		
			◆DVの相談窓口	◆DVの相談窓口	◆DVの相談窓口
095-11919	072-0110	0531-9910	午前9時～午後8時	午前9時～午後8時	午前9時～午後8時
時30平日午前8時 15分午後5時	午前8時 10番	午前9時 9時	午前9時 午後5時	午前9時 午後5時	午前9時 午後5時

問人権啓発課男女共同参画係  
095-11919

## 20回目の男女共同参画週間

毎年6月23日～29日は「男女共同参画週間」です。

◆ 「男女共同参画週間」とは？

「男女共同参画週間」は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく個性と能力を十分に發揮することができる社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する理解を深めるために設けられました。

今年は20回目の区切りの年にあたり、自分らしい人生を実現するために時間はどう使っていくのかをテーマに内閣府がキャッチフレーズを募集し、「そつか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。」と「ワクワク・ライフ・バランス」が選ばれました。この数カ月、新型コロナウイルスの感染拡大により、暮らし方、働き方、学び方、余暇の過ごし方などが激変しました。ワークもライフも大きく流れ動く中、誰もが試行錯誤しながら日々を送ってきたことだと思います。

◆ 心の悩みを手助け

先の見えない状況の中、しなければならないことがあるのに手につかない、やる気が出ない、といったことはありますか？そんな時には「精華町こころの相

談室」を利用してください。人間関係やストレス・不安などの心の悩みを臨床心理士などがお聞きします。秘密は守られますので、ひとりで悩みを抱え込まずに相談してください。

相談は1回50分、事前予約制で、場所は「京都大和の家」です。相談日は月4回で、町広報誌「華創」と町ホームページに毎月掲載しています。・予約専用電話番号98-13909  
(平日午前10時～午後4時受付)

◆ 「DV相談+」のご利用も

国はDV被害の増加や深刻化に対応するため、深夜・休日にも対応できる「DV相談+」を始めました。電話のほか、次の二次元コードからメールやチャットでも相談できますので、ひとりで悩まず相談してください。



DV相談+

- ・電話(24時間受付)  
0120-1279-1889
- ・メール(24時間受付)
- ・チャット(正午～午後10時受付)

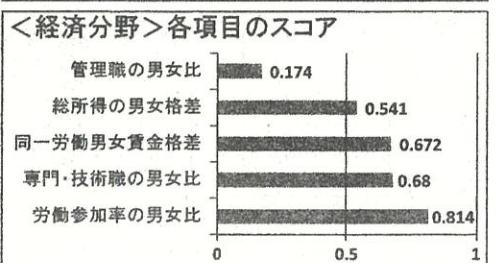
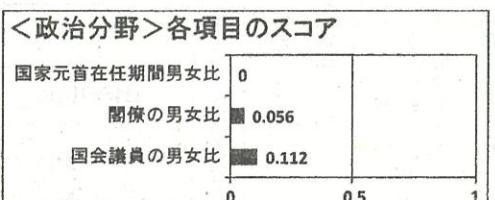
問人権啓発課男女共同参画係  
95-11919

昨年12月、世界経済フォーラムが世界各国の男女平等の度合いを政治・経済・健康・教育の4分野で数値化した「ジェンダー・ギャップ指数」を発表し、153カ国中、日本は前年の110位から121位に後退しました。指数は0が男女不平等、1が男女平等を表し、日本は0.652で先進7カ国中最下位、上位は北欧諸国で、近隣の中国は106位、韓国は108位でした。

◆ 「健康」「教育」はほぼ男女平等  
左のグラフは分野別の指数です。「健康」「教育」では男女平等がほぼ達成されている一方、「政治」「経済」では大きな男女格差があります。



◆ 課題が多い「政治」「絏済」  
下のグラフは「政治」「絏済」の各項目とスコアです。



日本は、教育を受けるときはほぼ男女平等でも、社会に出ると女性が議員や管理職になることが男性に比べて困難です。諸外国では、議席・候補者や会社役員の一定比率を女性に割り当てる「クオータ制」を導入するなどして、短期間で男女格差解消に実績を上げています。

問人権啓発課男女共同参画係  
95-11919



# 「性的同意」って何?



「性的同意」とは、性的行為の前にお互いの同意の意思を確認することです。性的同意がない性的行為は、相手を傷つけ、性犯罪や性暴力になる可能性があります。

相手が望んでいないことはしない、コミュニケーションをとる、日を改めるといったことが必要です。スウェーデン、イギリス、ドイツなどでは、同意のない性交はレイプ罪が成立します。

## ◆身近にある「無理やり性交」被害

内閣府の「男女間における暴力に関する調査(平成29年)」によると、女性の約13人に1人、男性の約67人に1人が「無理やり性交された被害経験がある」と答え、こうした被害が身近にあることが分かります。加害者の約8割は「顔見知り」で、(元)配偶者、(元)交際相手、職場・アルバイト先・学校の関係者などでした。

## ◆性暴力は「魂の殺人」

「性的なことは暗黙の了解。野暮なことを言うな。」という声があるかもしれません、性暴力の被害者は、妊娠や長期にわたる精神的ダメージなどで人生が大きく変わり、死を選ぶことさえあるのです。性暴力の加害者にも被害者にもならないために、「性的同意」についてぜひ考えてみてください。

- ①相手がイヤと言わなければ、それはOKだと思つていい。
- ②家に来たということは、性交をしてもいいという意味だ。
- ③恋人・夫婦は性的行為をするのが当たり前で、性的同意など必要ない。
- ④はじめに性交に同意したのだから、どんなことをしてもいい。
- ⑤相手が酒に酔っていても、抵抗しな

かつたら同意したと思つていい。  
これらは次のように、全て性的同意があるとはいません。

①イヤと言つて拒否していなくても、同意はしていません。「拒否や抵抗がないのはイエス」ではありません。

②家に行くことには同意していても、性交に同意しているかは相手に聞いてみないとわかりません。  
③恋人・夫婦でも、相手には相手の都合や、その時の思いがあるはずです。

④最初に性的同意があつても、途中で気が変わったり、望まないことまで要求されて感じられなくなったりすることはあります。

⑤お酒に酔つて正常な判断ができない状態では、性的同意はできません。





## メディアアリテラシーと男女共同参画

メディアアリテラシーとは、メディア（テレビ、インターネット、本や雑誌など）から発信される情報をうのみにせず、具体的にその真偽を読み解いて、必要な情報を活用し、発信する能力のことです。日頃、私たちはさまざまなメディアから情報を受け取って生活していますが、それらの情報はそもそも正しいのでしょうか。私たちは情報からどんな影響を受けているのでしょうか。

### ◆メディアアリテラシーの必要性

災害などの非常事態時には、多くの情報が発信されますが、今年は新型コロナウイルス感染症が拡大する中、それに関連するフェイクニュース（事実に基づかない根拠がないニュース）がSNS上で飛び交いました。品薄になつたマスクの状況に絡めて「トイレットペーパーやティッシュペーパーも買えなくなる」といったフェイクニュースが拡散されたのはその一例で、店舗で品薄状態が続きました。このようなフェイクニュースに惑わされないためには、私たち一人ひとりがメディアアリテラシーを身に付けて情報の真偽を見抜くことが非常に重要です。

フェイクニュースかどうかを見抜くには、情報の出どころを調べたり、複数の情報を見比べたりして、情報の信頼性を確認することが大切です。また、人は正

しいと思って誤った情報を発信してしまうこともあるので、真偽不明な情報は不用意に拡散しないことも大切です。

### ◆メディアアリテラシーと男女共同参画

- ・トンントントン」包丁をリズミカルに使いながら台所でご飯を作っている人
- ・硬い表情で部下からの報告を聞く上司

皆さんは「女性」「男性」のどちらをイメージしましたか。

男女共同参画の視点でメディアアリテラシーが課題となるのは、メディアの中では「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識に縛られた表現がまだ数多くみられるからです。そのような情報に日常的に接していると、メディアが発信する偏ったイメージが知らず知らずに私たちの意識に刷り込まれ、そのまま私たちの価値観になってしまふ恐れがあるのです。

また、メディアには女性の性的側面を必要以上に強調したり、女性への暴力を容認したりするような表現も多く見受けられます。メディアアリテラシーを高めて、男女不平等な表現や女性蔑視の情報に気付く力を持つことが、男女共同参画社会の実現には欠かせません。

図人権啓発課男女共同参画係  
95-11919

## 広がる「パートナーシップ宣誓制度

「パートナーシップ宣誓制度」をご存知ですか？これは、LGBTなど性的少數者のカップルが互いにパートナーであることを宣誓し、自治体が「婚姻に相当する関係」と認めて証明書を交付する制度です。（自治体によって制度に多少の違いがあります）

### ◆制度、なぜ必要

人生を共に歩みたいと思うパートナーができたとき、今の日本では戸籍上の性別が同じ場合は婚姻届が出せません。そのため、性的少数者の生き辛さを少しでも軽減するために、パートナーシップ宣誓制度が生まれました。

平成27年11月、東京都渋谷区と世田谷区が初めてパートナーシップ宣誓制度を導入し、今では60以上の自治体が導入するなど広がりを見せています。

京都府の自治体では、京都市が令和2年9月に初めてこの制度を導入しました。町の近隣では、奈良市、大阪府、大阪市、枚方市、交野市、大東市などが導入しています。

### ◆制度の課題

制度を利用して、パートナー間に婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除などの法律上の効果は生じません。

また、住んでいる自治体に制度がない、宣誓した自治体を転出するときには証明書を返還しなければならないなど、課題もあります。

### ◆性的少数者が抱える困難

性的少数者はさまざまな困難や悩みを抱えています。その一例を紹介します。

・トランスジェンダー（身体の性別と自認している性別が異なる人）の場合

しかし、認証を受けたカップルが公営住宅に申し込んだ、病院でパートナーに面会ができた、といった例もあるようです。閻人権啓発課男女共同参画係  
95-11919

# 高めよう！自己肯定感

あなたは自分のことが好きですか？価値のある存在だと思いますか？ありのままの自分を受け入れ、自分が自分のことを大切な存在だと思える気持ちのこととを自己肯定感といいます。これは、自分が良いところだけではなく、苦手なことやマイナスな部分も、全て含めて自分なのだだと丸ごと認め、自分は自分でいいと思える感覚のことです。

## ◆自己肯定感が高いと…

物事に対して、多少不安な部分があるとしても、何事も前向きに捉えているので意欲的に取り組むことができます。もし、失敗しても、「今回は失敗したけれど、次は成功させよう」と前向きに考えることができます。

ありのままの自分を受け入れ、自分には価値があると考えているので、他の人と自分を比べることなく、自分の希望や実現したいことに向かって進んでいくことができます。

## ◆自己肯定感が低いと…

自分に自信が持てず、自分で自分を否定してしまい、本来の能力を發揮しにくくなります。例えば、配偶者やパートナーから自分の存在を否定されると、繰り返し言わされていると、だんだん「自分は価値のない人間なんだ」と思

い込まれ、もともと自己肯定感が持っていた人でも自信をなくしてしまいます。自分に自信が持てなくなると、相手の顔色をうかがって行動したり、相手や周りの意見に左右されてしまったりして、本来の自分ではない自分として窮屈な思いをしながら過ごさなければならなくなっています。

## ◆自分を好きになろう

もし自己肯定感が低くなってしまったら、また日常生活の中で、「自分はどう思うか」「自分はどうしたいのか」と自分の思いを確かめ、それを優先してみましょう。小さな成功体験を少しずつ積み重ねていくことで、自分の価値を感じられるようになります。できないことができるようにになるのはうれしいものです。このような体験を積み重ねていくことで、また自分を好きになり、自分を信頼できるようになっていきます。

## ◆自己肯定感が低いと…

自己肯定感が低いと、いつたネガティブな感情は、ため込みず適度に吐き出してみましょう。信頼できる友人や家族などに話してみるのもいいでしょう。

# ちよつとモヤモヤする言葉

日常生活やメディアなどで、耳にするとちよつとモヤモヤする、なんとなくすっきりしない言葉ってありませんか。モヤモヤする言葉は人によって違い、ある人は何も疑問に感じない言葉であつてもある人に違和感だけの言葉だつたりします。

◆「ちよつとモヤモヤする言葉」  
・「ご主人様」「奥様」  
他人の配偶者を表す言葉として、メディアでも日常でもよく聞く言葉です。Aさん「主人」という言葉は主従関係を表しているからなるべく使わない。

Bさん「お連れ合い」「パートナー」という言葉もあるけど、ほかに無難な言葉がないからなんとなく使つてる。「夫さん」「妻さん」と呼ぶのはどう？Cさん「自分の配偶者なら、「夫」「妻」というのが明快でスマートだね。Dさん」でも、「主人」「旦那」「嫁」「力ミさん」といった言葉もよく聞くね。

・「OOさんを僕にください」「あなたを一生守る」「あなたを幸せにする」男性が女性の親に結婚の承諾をもらに行くときや、プロポーズのときに、よく使われる言葉です。

Aさん「一生守つてくれるの？うれしい！」Bさん「僕にください」って？何だから物のやり取りみたいだなあ…

Cさん「こう言うのはかつこいいけど、もその意味を伝えています。

モヤモヤする言葉や違和感のある言葉があつたら、その理由を突きつめてみて、自分に合わない言葉は既存の言葉にとらわれないでえていきませんか。

## 令和3年度男女共同参画推進事業実施計画（案）

- 1) パネル展示
  - ・若年層の性暴力被害予防月間（4月）
  - ・ふれあいまつり（5/30）【中止】
  - ・男女共同参画週間（6/23～6/29）
  - ・性犯罪・性暴力対策の集中強化期間（7/28～8/31）
  - ・女性に対する暴力をなくす運動期間（11月）
- 2) 広報
  - ・男女共同参画ミニ通信 年間12回 広報「華創」・町ホームページ
  - ・マザーズジョブカフェ、京都府男女共同参画センター事業等の周知
- 3) 住民向け講座
  - ・男女共同参画講座 令和3年8月26日 山田 亮氏
- 4) 啓発資材配布
  - ・パネル展示の際に、カードや冊子等啓発資材を配架
  - ・DV防止啓発冊子の配布  
(町内保育所、子育て支援センター、大和の家、町内医療機関)
  - ・街頭啓発 11月12日～25日の間で1回【中止予定】
  - ・町立図書館でDV関連書籍等の紹介パンフレット及び啓発資材配架11月中
- 5) 庁内推進体制
  - ・職員研修（新規採用職員研修等） 4月2日
  - ・男女共同参画推進会議 年1回 10月19日
  - ・男女共同参画推進研究会（ワーキンググループ） 年2回 10月19日
  - ・男女共同参画審議会 年2回
- 6) DV被害者支援
  - ・京都府及び山城管内ネットワーク等会議参加
  - ・相談員配置及び研修参加
  - ・庁内連携会議開催（必要に応じて）
- 7) 相談事業
  - ・精華町こころの相談室事業実施（委託）
- 8) 計画推進
  - ・計画進捗状況調査（全庁）
- 9) 教育との連携
  - ・成人式で啓発冊子配架
- 10) その他
  - ・生理用品の無償配布 6月24日開始